

外国会社届出書等による開示に関する  
留意事項について

(英文開示ガイドライン)

令和6年4月  
金融庁企画市場局

## 【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

法……………	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
令……………	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）
開示府令……………	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）
外債府令……………	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和47年大蔵省令第26号）
特定有価証券府令………	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）
内部統制府令……………	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第62号）

## A 一般的事項

- 1 法律、政令、又は府令（以下、「法令等」という。）において、特に使用する言語について指定がない書面については、日本語によって記載するものとする。
- 2 本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。
- 3 法第5条第6項第2号に規定する「外国において開示が行われている場合」には、次に掲げる場合が含まれることに留意するものとする。
  - ① 本邦において有価証券の募集又は売出しを行うと同時に、外国においても有価証券の募集又は売出しを行う場合であって、当該外国の法令に基づいて、法第5条第6項第2号に規定する書類が当該外国において開示されることが予定されている場合
  - ② 本邦の金融商品取引所及び外国金融商品取引所に同時に上場しようとする場合であって、法第5条第6項第2号に規定する書類の内容について、当該外国金融商品取引所において上場に関する審査が行われ、当該書類が当該外国において開示されることが予定されている場合

## B 企業内容等の開示に関する内閣府令関係

（外国会社届出書の要約の日本語による翻訳文等）

4-1 開示府令第9条の7第2項に規定する「法第5条第7項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」及び開示府令第9条の7第3項に規定する「法第5条第7項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文、開示府令第9条の7第4項第1号に規定する「不記載事項（第二項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によって記載したもの」並びに同条第4項第2号に規定する「発行者情報と当該事項に該当する外国会社届出書の記載事項との対照表」は、東京証券取引所及び日本証券業協会が共同で作成し、公表した作成要領に従って作成することができることに留意するものとする。

（外国会社届出書に関する取扱いの準用）

4-2 4-1は、外国会社報告書、外国会社確認書、外国会社半期報告書及び外国親会社等状況報告書について準用する。

（外国会社訂正届出書の作成）

4-3 開示府令第11条の3第2項第3号に規定する「訂正の箇所及びその内容」を作成するに当たっては、表題、項目等を日本語によって記載すれば足り、具体的な訂正の箇所及びその内容については、日本語又は英語によって記載することができることに留意するものとする。

（外国会社訂正届出書に関する取扱いの準用）

4-4 4-3は、外国会社訂正報告書、外国会社訂正確認書及び外国会社半期訂正報告書について準用する。

## C 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令

（外国者届出書の補足書類に記載する要約の日本語による翻訳文）

5-1 外債府令第6条の5第2項に規定する「法第27条において準用する法第5条第7項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」及び外債府令第6条の5第3項に規定する「法第27条において準用する法第5条第7項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」のうち、外債府令第二号様式における「経理の状況」に記載すべき事項に相当する事項の要約の日本語による翻訳文を作成する場合は、財務書類（注記を除く。）の完全訳及び注記の要約を作成するものとする。なお、注記の要約については、重要な会計方針、セグメント情報及び後発事象その他財務書類の分析に当たり特に重要な事項を簡潔に要約するものとする。

（発行者情報と外国者届出書の記載事項との対照表に係る準用）

5-2 4-1の規定のうち「発行者情報と当該事項に該当する外国会社届出書の記載事項との対照表」に係る部分は、外国者届出書について準用する。

(外国者届出書に関する取扱い等の準用)

5-3 5-1及び5-2は、外国者報告書及び外国者半期報告書について準用する。

5-4 4-3は、外国者訂正届出書、外国者訂正報告書及び外国者訂正半期報告書について準用する。

#### D 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令関係

(外国会社届出書の補足書類に記載する要約の日本語による翻訳文)

6-1 特定有価証券府令第11条の5第2項に規定する「法第5条第7項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」及び特定有価証券府令第11条の5第3項に規定する「法第5条第7項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文を作成する場合は、①から③までの事項に留意するものとする。

① 4-1は、特定有価証券府令第四号の二様式、第四号の四様式、第五号の三様式、第五号の五様式、第六号の二様式及び第六号の六様式における「投資リスク」又は第六号の四様式における「リスク情報」に記載すべき事項に相当する事項の要約の日本語による翻訳文について準用する。

② 4-1は、特定有価証券府令第四号の四様式及び第六号の六様式における「主要な経営指標等の推移」の要約の日本語による翻訳文について準用する。

③ 5-1は、次に掲げる特定有価証券府令の様式の区分に応じ、それぞれの様式における項目に記載すべき事項に相当する事項の要約の日本語による翻訳文について準用する。

第五号の三様式 第二部の第2の「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」

第五号の五様式 第二部の第1の「6 財務書類」の「(1) 貸借対照表」、「(2) 損益計算書」及び「(3) 利益処分計算書（又は損失処理計算書）」

第六号の二様式 第二部の第1の「6 財務書類」

第六号の四様式 第三部の「第1 発行者の経理状況」及び「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」

(発行者情報と外国会社届出書の記載事項との対照表に係る準用)

6-2 4-1の規定のうち「発行者情報と当該事項に該当する外国会社届出書の記載事項との対照表」に係る部分は、外国会社届出書について準用する。

(外国会社届出書に関する取扱い等の準用)

6-3 6-1及び6-2は、外国会社報告書及び外国会社半期報告書について準用する。

6-4 4-3は、外国会社訂正届出書、外国会社訂正報告書及び外国会社訂正半期報告書について準用する。

E 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令に関するガイドライン

(外国会社届出書に関する規定の準用)

7-1 5-2は、内部統制府令第15条第3項第2号に規定する「第二号様式による内部統制報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社内部統制報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

(金融庁長官が公益又は投資者保護の観点から必要と認めて指示する事項)

7-2 内部統制府令第15条第3項第3号に規定する「金融庁長官が公益又は投資者保護の観点から必要と認めて指示する事項」は、外国会社が外国会社内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の評価の結果に相当する事項を記載していない場合における当該評価の結果に相当する事項とする。

(外国会社訂正届出書に関する規定の準用)

7-3 4-3は、内部統制府令第17条第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

平成20年6月1日 制定

平成24年3月30日 改正

令和6年4月1日 改正